

## 令和4年度版「国保のしおり」の作成に係る企画提案コンペ参加者用テキスト

### P11、12（例）

#### ○ 海外療養費の支給

海外渡航中に病気やケガの治療を受けた場合、帰国してから診療内容明細書等（外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文の添付が義務付けられています）を国保の窓口へ申請することにより、支払った額のうち保険で認められた金額の7割分または8割分が払い戻されます（治療目的の渡航は対象になりません）。なお、申請時にはパスポート等が必要となります。

#### ○ 療養費の支給

次のような場合は、費用の全額を支払った後で申請により、保険で認められる金額の7割分または8割分が払い戻されます。はり・きゅう、あんま・マッサージおよび柔道整復師の施術に関しては、医療と同じ保険給付が受けられる場合があります。

- 旅先で急病になり、やむを得ない理由で保険証を使わずに診療を受けたとき。
- 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき。
- 医師が治療上必要と認めた、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けたとき。
- 支給の対象となる負傷により柔道整復師の施術を受けたとき。

○柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方  
保険証が使える場合と使えない場合があります。

#### ●柔道整復

保険証が使える場合

骨折、脱臼（緊急時を除き、医師の同意書が必要）

打撲、捻挫、挫傷（肉離れを含む）

保険証が使えない場合

単なる肩こりや筋肉疲労

#### ●はり・きゅう ※医師の同意書または診断書が必要

保険証が使える場合

神経痛・リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛、頸椎捻挫後遺症、その他慢性的な痛みのある症状

保険証が使えない場合

医師の診察と同意書がない場合

疲労回復や慰安が目的の場合

保険医療機関で同じ疾患の治療を受けている場合

●あんま・マッサージ ※医師の同意書または診断書が必要

保険証が使える場合

筋麻痺、関節拘縮などの症状で、医療上施術を必要とする場合

保険証が使えない場合

医師の診察と同意書がない場合

疲労回復や慰安が目的の場合

☆療養費支給申請書に署名をしましょう

柔道整復では窓口で自己負担分を支払い、残りの費用を患者に代わって柔道整復師が国保に請求する「受領委任」が認められており、療養費支給申請書に署名が必要です。請求内容について説明を受けたうえ、自分で署名しましょう。